

川崎市立殿町小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

学校教育目標 (子ども像)

- ・健康で、心情豊かな子
- ・人を尊重し、協力できる子
- ・自分で考え、工夫する子
- ・勤労を愛し、進んで働く子
- ・地域に親しみ、地域を愛する子

スローガン 学校大好き、この町大好き、未来へつなげ、殿っ子

明日も学校に来たくなる、
ずっとこの町に住みたい
と思うそんな殿っ子であ
ってほしい

殿町小の強み

- ・子どもは素直で、人懐っこい。優しい。
- ・保護者の理解、協力がある。
- ・地域の教育力がある。

学習指導要領

- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得
- 思考力、判断力、表現力等の育成
- 学びに向かう力、人間性等の涵養

かわさき教育プラン

- めざすもの「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」
- みんなと共有したい価値観
 - ・一歩踏みだす
 - ・じぶんの幸せ みんなの豊かさ
 - ・多様性を可能性に ※探究的学びの実践

今年度の重点目標	具体的な取組
学ぶことの楽しさや意義が実感できる「分かる」授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科で学んだことの有用感や達成感を児童に意識づけ ・専科指導、交換授業、複数指導（国際教室担当、支援教育コーディネーター）による協力体制と「分かる」授業の共通理解
気持ちのよい挨拶や言葉が通い合う温かい学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・朝会において生活目標の発表、生活目標の振り返り ・生活アンケートによる児童の実態把握 ・代表委員会など児童による自発的な取組 ・「SOS の出し方・受け止め方」についての授業

中期目標	具体的な取組
自らの力で考え、目標に向かって粘り強く取り組む態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・探究的学びの充実 ・振り返りの習慣化 ・「わからない」を大切にする ・課題の工夫
「個に応じた指導」「協働的な学び」の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自力思考の確保、個別支援、他者との協働による理解 ・「ギガとの」を活用した考えの共有、学びあい、学習の蓄積、学び方や課題の選択
健康・安全・防災への意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭や栄養士との授業（睡眠、食事、体の成長等） ・避難訓練（引き取り訓練、津波・火災・防犯の避難訓練） ・地域の方と協力した見守り
将来の社会的自立に向けて必要な能力や態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動、クラブ活動、係活動、当番活動などの活躍の場 ・クラスをよりよくするための特別活動の実施 ・共生＊共育プログラムの実施
人権尊重教育を基盤とした、よりよい人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別な教科道徳」授業の充実 ・全教育活動において、道徳性の実践を促進
地域の教育力や学習環境を活用した特色ある教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生昔遊び、2年生町探検、3年生多文化ふれあい、とのまち太鼓、4年生浄水場見学、福祉、ごみスクール、ごみ処理場見学、5年生工場見学、6年生地域の方から日本文化や昔の話、全学年読み聞かせ ※地域に学び地域にかかわる探究的学び
保護者との情報交換や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（4月、9月、12月実施） ・学校カウンセラーへの相談、外部専門家の紹介

開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観や学習発表会、学校・学年だより、学校ウェブサイト等 ・学校運営協議会で取組についてのご意見を公表
-----------	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任、なかよし級主任
教育相談担当、スクールカウンセラー（要請による派遣）、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

（校内いじめ対策ケース会議については、ケースに応じて組織的に対応する体制を整える。）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・
（ 支援教育コーディネーター・教務主任 ）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・（道徳教育推進担当・道徳主任 ）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・（ 児童支援部会 ）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・
（ 教務主任・各学年主任・支援級主任 ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・（ 校外生活指導委員会 ）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（ 地域教育会議担当 ）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター ）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター ）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・巡回スクールカウンセラーの周知 ・面談による教育相談週間の実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・生命の安全教育実施 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施、集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (児童支援の取組見直し、教育相談の充実)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOS の出し方・受け止め方教育実施 ・携帯・スマートフォン教室実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・面談による教育相談週間の実施 ・前期の反省及びまとめと後期の具体的な取組の確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施と集計について。 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・児童会による「いじめ防止キャンペーン」の実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・面談による教育相談期間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童支援の取組振り返り
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の活動を中心とした取組

「自主的な企画・運営」

- ・全校集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション活動
- ・委員会活動（栽培活動、緑の羽根、赤い羽根募金）
- ・学校教育推進会議での児童会運営委員の提案と発表

「交流活動の活性化」

- ・交通少年団による登校班での活動
- ・小中連携活動
- ・幼保小連携活動（体験入学と学校案内）

「啓発活動」

- ・いじめ防止キャンペーンの実施（標語やポスターの作成）
- ・児童支援部会、職員会による、児童の情報交換と共通理解
- ・共生＊共育プログラム効果測定を活用した児童理解と児童支援（年2回実施）
- ・学校生活ふりかえりアンケートの実施による児童の実態把握

連携による児童支援体制

- ・教育相談担当（4名）により、相談体制の確立と、保護者への周知
- ・児童支援部会による、いじめ等、問題の早期発見・早期対応
- ・特別支援級児童及び、個別の支援が必要な児童への理解と対応を図る。
- ・児童会活動部会との連携により、児童会や委員会活動を通して、児童が自主的に取り組める活動への意欲を高める。
- ・関係諸機関との連携により、学校だけでの対応が難しいケースについても適切な対応が図れるようにする。

○地域みまもり支援センター ○川崎区・教育担当 SSW ○川崎市総合教育センター
○川崎市発達支援センター ○南部児童相談所 等

保護者の取組（PTA 活動）

- ・校外委員を中心に、地域の人と一緒に登校指導とあいさつ運動

地域住民の取組

- ・校外生活指導委員会による見守り活動と情報交換
- ・交通少年団の活動
- ・地域教育会議と連携した活動